

松戸市立北部小学校PTA会則

※レターホルダー等で大切に保管してください

第1章 名 称

第1条 この会は、松戸市立北部小学校PTAといい、事務所を学校内に置く

第2章 目 的

第2条 この会は、次の目的を達成するためにある

1. 児童が心身ともに健全な成長をとげ、幸福な生活が出来るように、保護者と教職員が一体となり、最善の努力をする
2. 保護者と教職員が社会の一員として、よりよい生活ができ、よき保護者、よき教員となるため、たえず研修を行う

第3章 方 針

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の方針に従う

1. 児童の教育に関係のある他団体及び機関と協力する
2. 他のいかなる団体や機関の支配、干渉、圧迫等をうけるものではない
3. 営利的、政治的、宗教的な事には一切関与しない
4. 学校の管理や教職員の人事については、一切干渉しない

第4章 活 動

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う

1. 教育懇談会の開催
2. 児童の学業奨励
3. 児童の健康増進
4. 児童の校外生活指導
5. 会員相互の研修、親睦等
6. 他の教育団体及び機関との協力
7. 児童用防災用品管理
8. その他教育に関する事項

第5章 会 員

第5条 本校に在籍する児童の保護者、及び職員はこの会の会員になる資格を有する

第6条 入会については、その意向を確認し、それに従う

第7条 退会については、会員が運営委員会に申し出、運営委員会が承認することによって本会を退会することができる
また、転出などにより本校に在籍する児童がいなくなった場合にも、自動的に会員資格を消失するものとする

第8条 この会の会員は、指定された金額を会費として納めるものとする

第6章 校 長

第9条 校長は、この会と学校運営についての調整を行いすべての会議に参加できる

第7章 会 計

第10条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる

第11条 会費の徴収については学校と本PTAの業務委任契約に基づき学校が行うものとし、本会の会費の定めおよび転出入に伴う会費徴収事務については、別紙の「PTA会費事務処理マニュアル」に従うものとする

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第8章 専門委員会

第13条 専門委員会は、全学年の中から最少人数(細則にて記載)以上の人員と教職員をもって構成する

理由:専門委員会については、その任務と人数を細則に記載しているため
(但し、次期委員選考委員会は6年を除く)

第14条 専門委員は兼任できない

第15条 専門委員会は、各委員会の取りまとめ役が必要と認めた場合、随時これを招集する

第16条 専門委員の任期は1年とし、再任することができる

第17条 専門委員に欠員が生じた場合は補充することができる。その任期は、前任者の残在期間とする

第9章 専門委員及び会計監査の選出

第18条 専門委員及び会計監査(3名)は、次期委員選考委員会が候補者を選出する

第19条 次期委員選考委員会は、専門委員及び会計監査候補者の氏名を総会までに、会員に通知しなければならない

第10章 会 議

第20条 この会に、次の会をおく

1. 総 会
2. 相談会
3. 報告会
4. 専門委員会
5. 特別委員会
6. 会計監査会

第21条 総会は、定期総会と臨時総会とする

1. 定期総会は、年度始めに運営委員会がこれを開催する
2. 臨時総会は、報告会が必要と認めた時、議題を挙げた専門委員会が開催する
または会員の2分の1以上の要求があった時に、運営委員会がこれを開催する

第22条 次の事は、総会において承認をうけなければならない

1. 活動報告、決算報告
2. 年度計画及び予算
3. 会則の変更
4. 専門委員及び会計監査

第23条 総会は、対面または書面・インターネット開催とし、出席者または回答者をもって成立し、議決はその過半数の同意を必要とする。ただし、会則を変更する時は出席者または回答者の3分の2以上の同意を必要とする。

なお、議決権を行使しない場合は、議案に同意したものとみなす。

第24条 専門委員会は、必要に応じて取りまとめ役がこれを招集し、報告会に提出する議案その他について審議し、決定事項を実行できる

第25条 報告会は、必要に応じて運営委員会がこれを開催する

第26条 報告会は、次の構成員による

1. 各専門委員会取りまとめ役
2. 学校代表若干名

第27条 報告会の任務は、次の通りとする

1. 総会に提出される議案の審議、決定
2. 委員会より提出された議案の審議、決定
3. 委員補充についての審議、決定
4. この会の運営に必要な事項

第28条 専門委員会の構成及び任務等は別途細則に定める

第29条 特別委員会は、各専門委員会取りまとめ役が必要と認めた場合、報告会の承認をうけ設置することができる

第30条 会計監査会は、この会の会計を必要に応じて監査し、総会に報告する。任期は1年とし、再任することができる

第11章 個人情報保護

第31条 個人情報の取得1. 各種募集に関して個人情報を取得できる

第32条 個人情報の使用目的

1. 専門委員等を選出する際の連絡
2. 活動内容や質問等回答を要する際の連絡

第33条 個人情報の管理取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる。また、法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供することは行わない

付 則

1. 運営委員会が必要と認めた場合、その内容に応じて、運営委員会、報告会、総会のいずれかの承認を得て、「PTA会費事務処理マニュアル」を作成および改変することができ、改変があった場合には、その内容について運営委員会は速やかにPTA会員に対して周知するものとする
2. 各専門委員会取りまとめ役が必要と認めた場合、報告会の承認を得て、会則に反しない限りの細則をつくる事ができる
3. この会則は、令和8年5月の定期総会后より実施する

平成27年 3月 6日 改正

平成28年 3月 4日 改正

平成30年 5月 8日 改正

令和元年 5月 13日 改正

令和4年 5月 18日 改正

令和6年 5月 30日 改正

令和7年 5月 30日 改正

令和7年 6月 17日 改正

令和8年 5月 29日 改正

PTA会費 事務処理マニュアル

1) PTA会費について

北部小学校PTA会費は、以下の通り定める。

会費 200円 / 月

ただし、学校が夏季休業となる8月については会費を徴収しないものとする。

2) PTA会費の徴収に関する事務について

- (1) 学校は、北部小学校PTAからの業務委任契約に基づき、1年分の会費(8月を除く11か月分の会費)を10月に一括して引き落とすものとする。
- (2) 転入出があった場合には、それぞれ初登校日と最終登校日を基準として精算するものとし、当月15日を基準日として、基準日に登校があった場合には当月分の会費を徴収するものとする。
- (3) 入会や退会の意思表示の日と、初登校日や最終登校日にずれがある場合には、意思表示の日を基準に考えるものとする。
- (4) 11月以降に転入があった場合には、転入した当月もしくは翌月に3月までの会費を徴収するものとする。また、10月以前に転出があった場合には、転出した当月もしくは翌月に在籍月数分の会費を徴収するものとし、11月以降に転出があった場合には、転出した当月もしくは翌月に返金処理を行うものとする。

●具体例

事象	最初の登校日	最後の登校日	会費対象月数	徴収/返金	金額	時期
転入	4月10日	—	11か月	徴収	2200円	11月
転入	4月15日	—	11か月	徴収	2200円	11月
転入	4月20日	—	10か月	徴収	2000円	11月
転入	12月1日	—	4か月	徴収	800円	12月または1月
転出	—	12月23日	8か月	返金(※)	600円	12月または1月
転出	—	6月10日	2か月	徴収	400円	6月または7月
転出	—	6月15日	3か月	徴収	600円	6月または7月
転出	—	6月31日	3か月	徴収	600円	6月または7月
転入出	4月10日	7月10日	3か月	徴収	600円	7月または8月
転入出	4月10日	12月23日	8か月	返金(※)	600円	12月または1月
転入出	5月25日	12月23日	6か月	返金(※)	600円	12月または1月

※転出が予めわかっている場合には、10月の一括徴収の際に1～3月分は徴収しないなど、実務上、合理的な方法を採用することを妨げない。

細 則

専 門 委 員 会 規 定

第1章 運営委員会

第1条 運営委員会の構成人数と任務は次の通りとする構成人数:最少人数7名

任務:

1. 総会に関すること
2. 予算に関すること
3. 保険処理に関すること
4. 他団体及び機関に関すること

第2章 ボランティア委員会

第2条 ボランティア委員会の構成人数と任務は次の通りとする構成人数:最少人数6名

任務:

1. ボランティアに関すること

第3章 校外指導委員会

第3条 校外指導委員会の構成人数と任務は次の通りとする構成人数:最少人数4名

任務:

1. 児童の通学指導に関すること
2. 児童の校外生活の指導に関すること
3. 各地区会員の連絡に関すること
4. その他、児童の健全育成に関すること

第4章 次期委員選考委員会

第4条 次期委員選考委員会の構成人数と任務は次の通りとする構成人数:最少人数6名

任務:

1. 専門委員及び会計監査の選出に関すること

第5章 卒業対策委員会

第5条 卒業対策委員会の構成人数と任務は次の通りとする構成人数:最少人数3名

任務:

1. 卒業に関すること

北部小学校PTA慶弔規定

第1条 付則1項に基づき慶弔規定を定める

第2条 本規定は次の場合に適用する

1. 会員及び協力者関係の慶弔事
2. 児童の傷病による入院
3. その他、必要と認める場合は運営委員会が協議して決める

第3条 第2条の慶弔の場合は次の基準によりその意を表する

1. 弔意

ア. 会員は香典 3,000円

イ. 児童は香典 10,000円

2. 見舞い

児童の連続10日以上入院3,000円

3. その他、運営委員会が協議して決める

第4条 慶弔に関する返礼は一切行わないものとする

付 則

1. 本規定は令和8年度定期総会後より実施する

PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険について

北部小PTAでは、「PTA団体傷害保険」「PTA 賠償責任保険」に加入しています。
適用される例としては、PTA活動中に生じた人身・対物事故の損害賠償のような事故です。その場所への往復途中の事故も含まれます。自転車は認められますが自動車の事故は適用外です。
このような事故に遭われた会員の方は運営委員会までご連絡ください。

児童用防災用品について

〔非常食〕江崎グリコ 保存用ビスコ 《保存期間5年》

※非常食がアレルギーによって食べられないものが含まれている児童に関しては、申し出により代替食として、各自賞味期限3年以上ある保存食を学校に持参できる

〔飲用水〕 500ml 《保存期間5年》

未使用時は、3年に1回、新しいものを購入することで保存期間5年を超えないよう管理を行うものとする

資 料 児童防災用品(非常食と飲用水)について

北部小PTAでは、今後起りえる災害に備えて以下のものを備蓄しています。

<非常食>

江崎グリコ 保存用ビスコ(保存期間5年)

※非常食がアレルギー、宗教的に口に出来ないものが含まれている児童に関しては、担任までお申し出下さい。

<飲用水>

非常用保存水 500ml(保存期間5年)

未使用時は、3年に1回新しいものを購入し、保存期間5年を超えないよう管理を行っています。

配 付 対 象

3学期の終わり頃に6年生及び3年生に配付する
なお、3月に新1年生、新4年生分の補充をしています。

